

# 会議開催案内

令和2年3月岩手県教育委員会定例会を、次のとおり開催します。  
なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴してください。

令和2年3月9日

岩手県教育委員会

1 開催日時  
令和2年3月16日（月） 午後1時30分

2 開催場所  
盛岡市内丸10番1号  
県庁10階 教育委員室

3 議題

〔事務報告〕

- ・ 令和2年度岩手県立特別支援学校高等部の学級数等について(学校教育課)
- ・ 「岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案」調査の経過報告等について(生涯学習文化財課)
- ・ 令和元年度全国高等学校総合体育大会冬季大会・令和元年度全国中学校体育大会冬季大会・第75回国民体育大会冬季大会の結果について(保健体育課)

〔議案〕

- ・ 岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(教職員課)
- ・ 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則(教職員課)
- ・ 岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令(教職員課)
- ・ 教科用図書採択地区の変更に関し議決を求めることについて(学校教育課)
- ・ 文化財の指定に関し議決を求めることについて(生涯学習文化財課)
- ・ 令和2年度教科用図書選定審議会委員の任命に関し議決を求めることについて(学校教育課)
- ・ 本庁の室課の長等の人事に関し議決を求めることについて(教職員課)
- ・ 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて(教職員課)
- ・ 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて(教職員課)

なお、議題は変更される場合がありますので、御了承願います。

4 傍聴定員  
7人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。会場で受付を行いますので、氏名と住所などを御記入願います。
- (2) 受付開始時間は当日午後1時45分からです。
- (3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、御了承願います。

6 問い合わせ先

盛岡市内丸 10 番 1 号

岩手県教育委員会事務局教育企画室 総務担当 電話 019-629-6109 (直通)

7 傍聴に当たっての留意事項

(1) 傍聴に当たっては、「岩手県教育委員会傍聴規則」に留意してください。

(2) 会議の全部又は一部は、教育委員会の議決により非公開とする場合があります。

○ 岩手県教育委員会会議規則（昭和31年岩手県教育委員会規則第7号）〔抜粋〕

（会議を非公開とする場合の措置）

第10条 法第14条第7項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととするときは、教育長は、一般傍聴人及び教育長の指定する者以外の者を退席させるものとする。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）〔抜粋〕

第14条 教育委員会の会議は、教育長が招集する。

7 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

○ 岩手県教育委員会傍聴規則（平成3年岩手県教育委員会規則第1号）〔抜粋〕

（趣旨）

第1条 この規則は、教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議開会前に、受付簿に住所、氏名等必要事項を記入の上、係員の指示に従い、所定の傍聴席に着かなければならない。

（傍聴人の制限）

第3条 教育長は、傍聴人の人数を場所その他の事情により制限することができる。

（入場の禁止）

第4条 次のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- （1）酒気を帯びていると認められる者
- （2）会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- （3）その他教育長が会議の傍聴が不相当であると認める者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- （1）議事に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しないこと。
- （2）私語、談話、拍手等をしないこと。
- （3）みだりに席を離れ、又は不体裁な行状をしないこと。
- （4）その他会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の禁止）

第6条 傍聴人は、会議場において、撮影、録音等をしてはならない。ただし、教育長の許可を得た場合は、この限りでない。

（教育長の指示）

第7条 前2条に規定するもののほか、傍聴人は教育長の指示に従わなければならない。

（会議を非公開とする場合の退場）

第8条 傍聴人は、会議を公開しないこととする議決があったときは、退場しなければならない。

（退場命令）

第9条 傍聴人がこの規則に違反したときは、教育長は、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命ずることができる。